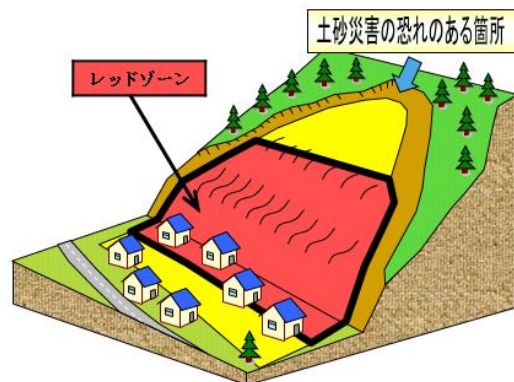
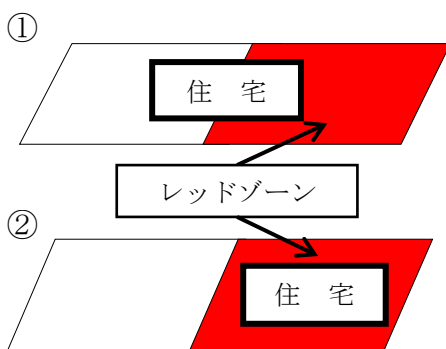


土砂災害特別警戒区域内における居住用住宅の 建替等工事の補助をします

近年、日本各地で豪雨や地震による被害が発生しており、災害に強いまちづくりが喫緊の課題となっています。豪雨や地震により土砂災害の危険があるとして県が指定する土砂災害特別警戒区域内で住宅の建築を行う際には、一般的な住宅よりも壁や基礎の構造を強化する必要があります。このため市では、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内における居住用住宅の建替等工事に対して補助を行っています。

【 補助要件 】

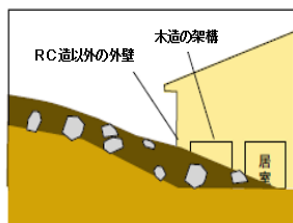
- ・レッドゾーン内の 1 戸建て住宅（併用住宅も含む）であって、自らが居住するための居室を有する建築物に対する建替等工事であること。
- ・住宅の建替等前の位置が下記の①または②の場合で、建替等後も下記の①または②であること。
- ・建築基準法施行令第 80 条の 3 及び平成 13 年国土交通省告示第 383 号に規定する構造方法を用いたものであること。



※レッドゾーンは、インターネットサイト「ぎふ山と川の危険箇所マップ」で確認できます。

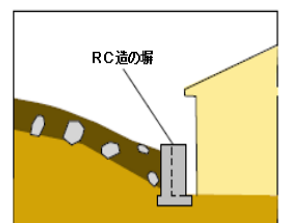
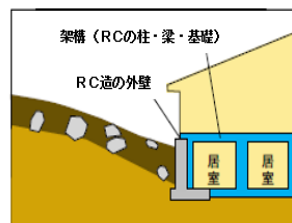
改修する場合の例

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



改修
(イメージ)

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける

【 補助金額 】

建替等工事費のうち、構造を強化した外壁又は防護壁の施工にかかる費用（税抜額）の 3 分の 1 を補助します。（上限 1 1 2 万円）

※既存住宅の敷地内に防護壁を整備する場合も補助を受けられます。

お問い合わせ

建設部都市住宅課 67-1814

または振興事務所振興課